# 登録商標運用管理規程

(目的)

第1条 この規程は沖縄黒糖の識別を容易にし、消費者に誤認を与えないために、沖縄県黒砂糖協同組合(以下「組合」という。)が登録した商標の適正な運用・管理に関し、必要な事項を定める。

#### (黒糖及び沖縄黒糖の定義)

- 第2条 黒糖及び沖縄黒糖とは次のとおりとする。
  - (1) 黒糖とは、さとうきびの搾り汁に中和、沈殿等による不純物の除去を行い、煮沸 による濃縮を行った後、糖みつ分の分離等の加工を行わずに、冷却して製造した 砂糖で、固形又は粉末状のものをいう。
  - (2) 沖縄黒糖とは、組合に所属する 3 企業 1 団体の製糖工場 (8 つの離島工場) で生産される含みつ糖の代表的なもので、さとうきびの搾り汁をそのまま煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造したものをいう。成分として、糖分の他にカリウム、カルシウム、鉄等多くのミネラル成分を含み、特有の香味がある。

## (対象となる商標)

- 第3条 この運用管理規程(以下「本規程」という。)において対象となる組合が保持する商標 は次のとおりとする。
  - (1)登録番号登録第5053363号商標文字商標 「沖縄黒糖」
  - (2) 登録番号 登録第5193334号

商 標 図形+沖縄黒糖

#### (商標権)

- 第4条 第3条に規定する商標の商標権は、組合が所有する。
  - 2 商標は、無断で使用することができない。
  - 3 商標の使用を本組合から許諾された者(通常使用権者)は、他人に商標の通常使用権 を譲渡することはできない。
  - 4 誤認される類似の商標は、使用又は出願してはならない。

## (使用申請承認)

第5条 商標の使用を希望する者は、本規程第12条で定める実施細則により組合理事長あて 使用承認申請をしなければならない。

- 2 組合は、商標の使用承認申請があった場合は、商標審査会を開催し、申請内容を審査するとともに、本規程に適合すると認めた場合は、使用の承認を行う。
  - この場合、実施細則で定める商標使用許諾証を発行するものとする。
- 3 組合理事長は、商標の使用申請及び使用に関して必要に応じ条件をつけることができるものとする。また、商標使用の承認を受けた者がこの規程に違反した場合には、使用の取消し又は是正のための措置を講ずることができるものとする。

### (使用申請の免除)

- 第6条 本組合傘下の組合員企業は申請を免除する。
  - 2 国、地方公共団体及び関係団体が、商標の使用目的に沿って使用する場合(商品に直接商標を付して販売する場合を除く。)は、使用承認申請及び許諾の手続を免除する。

# (使用料)

- 第7条 商標の使用料については次のとおりとする。
  - (1) 商標の使用者は、使用料を本組合に納付しなければならない。ただし、第6条の規程により、使用申請を免除された者はこの限りでない。
  - (2) 商標の使用料は商標を容器に直接印刷し、又はシール貼付した場合に発生し、使用料は加入月にかかわらず1企業当たり年間10,000円とし、毎年度4月に年間分(4月から3月)の請求を行う。但し、初年度登録者は許諾月に当年分の請求を行う。

### (使用者の義務)

- 第8条 商標を使用する者は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損なうことがない ように努めるものとする。
  - 2 第三者が商標の機能を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は直ち に本組合に通知するものとする。
  - 3 商標に関し、第三者との係争、審判、訴訟等がある場合は本組合と相協力して対処するものとする。具体的な対処方法、費用の負担等については、その都度両者協議の上、 決定するものとする。
  - 4 使用者は、商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、これに対し全 責任を負い、本組合に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
  - 5 本組合から商標の使用実態の報告及び使用商品等の提供依頼があった場合は、これに応じなければならない。

## (適正使用)

- 第9条 商標を使用する者がこの規程を遵守せずに、不正に使用した場合は、組合理事長は順次、次の措置を講ずることとする。
  - (1) 警告
  - (2) 社名公表

- (3) 使用承認取り消し
- (4) 損害賠償請求等法的措置

# (使用期間)

第10条 商標の通常使用権は、4月から3月の1年間とする。ただし、期間満了の一月前までに使用者、許諾者いずれからも申し出がない場合は、更に1年間自動延長するものとし、それ以降も同様とする。

#### (規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

## (実施細則)

- 第12条 この管理規程の実施に必要な書類の様式、その他この管理規程の実施に必要な事項 については、次に掲げる実施細則で定めるものとする。
  - (1) 登録商標運用管理実施細則

附 則 この規程は、平成20年8月27日から施行する。

沿 革 平成20年8月27日 制 定平成21年5月27日 改 正平成25年5月28日 改 正